

エポロイとホモイオイ

新村 祐一郎

一

筆者はかつてスパルタの政治史についていささか考察した際にエポロイ (eporoi) という官職の存在がその政治組織の特質であることを指摘した。本稿はそのエポロイが古典期には絶大な政治的権力を握るに至る過程を歴史的に概観したものである。

15 (新村)

ギリシア世界も前七世紀の末までには一般的にいつて、ポリスは評議会または長老会と民会とによつて運営されており、この二種の会議体がポリスにおける最も基本的な機関であった^①。しかし、いうまでもなく、他に多くの行政官(官職者)があり、その任期は一年であった。スパルタの場合二名の王、二八名の貴族からなる合計三〇名の長老会、

スパルタ市民からなる民会があったが、行政官としては毎年五名からなるエポロイが有名で、しかもこのエポロイが絶大な権力を保持していたのである。なおスパルタの長老会は本来王の諮問機能的な存在であった有力者の集会が横並び的に評議会という形をとつたもので、この会のメンバーは任期終身であつて、この点アテナイのアレイオス・パゴス評議会と同様であつた。長老会は民会に提出される議案を作成し、審議する機関であつたから、いわば貴族政の要としての役割を果している。

二

紀元前五世紀前後のエポロイは外交官、軍事参事官、内務行政官を兼務しているかのような存在であり、実質的に

政治のあらゆる部門にわたって監督、指導を行っている。しかし、この官職が当初より大きな権力を保有するものとして設置されたとは考え難い。では何時、如何なる事情の下に置かれた官職だったのであるうか。その当初の姿を考察する必要がある。

この官職の起源についてヘロドトス (I. 65)、ケセノポン (Lak. pol. VIII. 3)、プラトーン (Epinomis VIII 354b)、エポロス (Strab. X. 4. 18) ^① はリュクルグス (Lykurgos) が創設した、^② としており、アリストテレス (Pol. V. II. 1313a) とブルタルコス (Lyk. 7) はテオポンポス (Theopompos) 王の時代に設置された、^③ といっている。リュクルグスはなかば伝説的なスパルタの立法者で、多くの制度を彼が作ったとされているが、実在そのものにも疑問を持たれている人物である。ただこの官職の起源を彼に求めるのはその官職の発生がさわめて古いことを意味しているとはいえるであろう。他方テオポンポスは前八世紀後半の王である。もしそうならば「レトラ」^④ の制定よりややのちということになり、「レトラ」の中にエポロイが出てこないことも説明できる。近代の諸研究者はこれらの古代の伝承をふまえながらもエポロイの起源を推定しているが、^⑤ Michell のいう如く、それらの諸説はだいたい三つにまと

めることができる。概略以下のようなのである。

A ドリス人の間に古くからあった神官乃至は占星術師の性格のものから発展した。

B 王によって任命されるもので、戦争の際出征する王にかわって国内の統治を行うものとして設置された。

C 地縁の五部族^⑥の首長で同時に国王の顧問的存在として国制を維持する任務を持たされていた。

エポロス (エポロイの単数形) を語源的に考えると *epōgōn* に由来するが、この動詞は「見る」という単純な意味とともに、「監督する」「観察する」というやや複雑な意味をも合せ持っている。したがってエポロイとは監督者、管理者、観察者ということになるが、本来的には「見る者」である。そこで何を見るのか、その対象によって三説が現れるともいえる。

先ず A 説^⑦はエポロイが元来天体現象を観察することによって神意を知る予言者的存在であったと主張する。予言者的な神職乃至占星術師は当然天体の運行に精通しているもので、彼らがカレンダーを調整しそれを管理していたということも十分推測し得るところである。彼らが占星術師的な性格の痕跡をとどめている例として、ブルタルコスの「アギス伝」中の記事 (Agis II) ^⑧ すなわち「エポロイは九

年目毎に月のない晴れた夜を選んで空を仰ぎ見、その時流星を認めたら王が神事に関して誤っていると王権を一時的に差し止める」があげられる。しかし、少なくとも前五世紀までは王が宗教上の権能を保持しており、むしろ王自身が神職としての性格を多分に持っていた。前三世紀中葉になるとエポロイは明らかにカレンダーの管理を行ない、またすでに紀年の官になっていたから星の観測なども行なったであろうが、それをもって彼らの起源を神職に求めるのはいささか早計であるように思われる。またエポロスの員数が五であるという理由もこの説では説明できない。なお九年目毎に星の観測を行うのはカレンダーの管理者として当然の任務であった。太陰暦では八年に三回閏月を挿入する必要があったから、これを九年目毎に調整しなければならなかったであろう。

これに対しB説はエポロイを国王によって設置された官職と見なし、国王が二名共に戦場にある場合国内で司法上、行政上の職務を代行するように命ぜられたものと見ている。この説はエポロイを王の協力的存在として捉えていることになる。しかしエポロイが戦時中の王権の代行者であったならばこれは臨時の措置であるから戦後はその職務は免ぜられる筈である。しかしスパルタにはエポロイのリスト

が存在したというから毎年エポロイの名が記されていたのであろう。とすればこの官職が一時的な任務だけをおびていたのではなかったことになる。国王が戦時中に自己の職務の代行者をおくのはあくまで臨時の措置であるから、それ以前に何らかの目的ですでに置かれていた官職に職務代行を委託したと見る方が妥当であろう。

C説はエポロイを五部族の首長乃至代表者と見ているのであるから、エポロイの設置は五部族の定められた時期と同時にそれはそれ以後ということになる。スパルタ人が五部族に分けられたのは前八世紀前半であると思われる。エポロイのちに権力を集中していた頃には彼らは毎月王と誓約を交わしているが、その際エポロイは「市民全体の名において」誓約を行っている(Lak. pol. XV. 7)。つまりエポロイには何らかの形で市民を代表しているという意識があったのである。しかし最初は五部族の各々の代表者という形で選出乃至は任命されたものと見ることができ。そして「レトラ」によって秩序づけられた社会を維持し監督するという点からその名称がつけられたもので、いわば新秩序の管理者、より端的にいえばレトラを保持し管理する任に当たっていたものとするのである。

以上の三説にはいずれも不十分な部分もあり疑問とする

点もあるが、中ではC説が比較的眞実に近いのではないかと思われる。それでは法の監督とか管理とは如何なるものであろうか。法の管理には王は全く関与していなかったと考えるべきなのか否かを探らなければならぬ。

三

法の管理・監督とは何かを考える際に参考になるのはアリストテレスの「アテナイ人の国制」第三章の記事である。すなわち彼はアテナイのドラコン（前七世紀後半）以前の制度に触れながらアルコンが毎年九名選ばれることを示し、それが紀年のアルコン（archon eponymos）、バシレウス、ポレマルコス各一名と六名のテスマテタイ（thesmothetai）とからなることを明らかにしている。紀年のアルコンはその人の名によってその年が呼ばれ、任務としては行政長官でおそらくはカレンダラーの管理をもしていたものと思われる。バシレウスは本来「王」を意味する言葉であるが、王の神官的側面すなわち国家の祭祀など宗教的な行事を司る役目を持つものであった。ポレマルコスは王の軍事的な職能をうけついでもので、軍隊の最高司令官としての役割を果たしていた。つまりこの三名の職能は本来的には王個人が持つべき権限を分掌したもので、王政

から貴族政へと移行する際に段階的に貴族の中の有力者にそれが譲渡されたものだった。彼ら三人の任期は最初終身であったが、前七世紀にはすでに任期一年となっていた。テスマテタイは任期が一年となつてから新しく加えられたものであるが、テスマテタイについてアリストテレスは「thesmiaを記録して係争者間の問題解決に備えて保存するためにはえらばれた」と述べているが、要するに法を司る重要な職だったのである。なお、このthesmiaというのは「法」ではあるが、伝統的な宗教的思想にもとづいた掟おきて（nomos）というべきもので、国家によって制定された法名の場合にはこれほど厳密なものではないけれども、本来的には神から与えられた基本法的なものの管理が任であったと思われる。またトゥキユディデス（V. 47）によるとエリスにテスマピュラケス（thesmophylakes）という官職（複数）があることが明らかにするが、これもその官名から法律の管理・擁護を任としていたことが知られる。また時代は下るが、ディオドロス（V. 67. 4）に「神の掟や人間の法を監督するものは thesmophylakes, thesmothetai と呼ばれる」という記事があり、多くのポリスに法の管理を任とする官職が存在したことを暗示している。アリスト

テレスはアテナイのアレイオス・パゴス評議会が法律の擁護者で役人が法に従って治めるように監視していたことを伝えている (Ath. pol. III. 6)。このことはアテナイではアレイオス・パゴス評議会とテスモテタイとが協力して法の維持、擁護につとめていたことを示している。これから考えてみるとスパルタでも長老会とエポロイとは協力して法の管理を行っていた可能性がある。エポロイも当初は「レトラ」の管理、維持をその任務としていたかもしれないが、のちには一般の法に対する監督権や司法的な権限を派生的に得ていたようである。

それでは一体如何なる事情でエポロイが権力を拡大したのであるうか。エポロイの選出法を考えてみなければならぬ。

四

少なくとも最初はエポロイは五部族の各々から一人づつ王に近いものが選ばれて王に任命され、王の顧問として王の意向にしたがって行動するものであった。彼らはたとえ五部族の代表者といっても要するに王への協力者であったと思われる。このエポロイの性格が多少かわつてくるのは前六六九―八年のヒュシアイの戦ののちであると考えられ

る。この戦でスパルタはアルゴスに完全に敗れたのである^⑨。この戦争の直後にスパルタの西隣で前八世紀後半の第一次メッセニア戦争以来その支配下にあつたメッセニアが反抗運動をおこし、近隣のエリス、ピサ、アルカディア、アルゴスもこれを側面から援助した。これが第二次メッセニア戦争であるが、この戦争は前六五七年頃スパルタの勝利に終り、メッセニアを依然として保持しただけでなく、スパルタ軍の優秀性を印象づけることにもなつた。スパルタにとつてこの戦争を遂行するのに何よりも必要だつたのは軍隊の増強であつた。そのためにはこれまで貴族のみによつて構成されていた軍隊に一部の一般市民をも組み入れ彼等の協力を得なければならなくなつてきた^⑩。それでは前七世紀中頃のスパルタ社会において貴族と市民とは如何なる状態にあつたであろうか。

スパルタにおいても一般的ナポリスと同じく貴族が宗教、政治、軍事、裁判の四部門を独占することによつて貴族支配を実現しており、彼らは更に貿易活動にも自ら参加して富を蓄積していたが、それは一般市民の貿易活動が行われなかつたことを意味するものではない。そのことは前六世紀初頭のアテナイにおけるソロン^⑪の改革の方向を見れば明らかである。彼は身分上の区別よりも財産高による区別を

優先させ、アテナイを富の原理にもとづく社会に転換しようとした。おもに貿易によって富を蓄積したアテナイの市民の中には貴族の富にも優るとも劣らざるものが出現して一般市民の政治参加を要求する動きが出てきたが、ソロンによって行われた改革はその要求に応えるものであった。このような貴族、ついで市民による富の蓄積はスパルタにおいても同様であるが、前五五〇年頃まではアテナイよりもスパルタの方が海外との貿易、交渉が盛んであったから、このような何らかの改革を求める声はアテナイよりも早く強まった可能性がある。また前七世紀頃から金属加工技術の進歩にもなつて、武器が多少安価になつたこともあつて市民の中にも武器一式を調達できるだけの財力を持つものが増加している。このような背景を考えるとヒュシアイの敗戦後スパルタではその軍隊を補充し更に強化するため市民の協力が要請されるのは当然であつた。かくして軍事的強化の目的で市民の一部が軍隊に参加し、貴族と共に密集隊を組むようになると、その市民が政治参加を求めるようになるのは自然の成り行きである。ところで市民が重装兵として貴族と共に密集隊を組むようになると、その団体的統一行動を維持して行く必要上、戦士に平等意識を持たせなければならなくなる。したがつてそれは貴族側の市

民への譲歩がなければならぬが、その譲歩は貴族側の犠牲を伴うものであるとは考えられない。貴族にとって直接的には不利にならず市民にとってはある程度の譲歩と認められること、それはエポロイの選出法の変更以外に考えられない。エポロイは五部族の代表といつても、当時の貴族政の下においては王の任命によるか、王が長老会の同意を得て指名するかであつたものと思われる。それを文字通り五部族の代表者たらしめるためにはその選出権を民会に移管しなければならぬ。これによって彼らは初めて市民の代表者たり得るのである。しかも当時の民会の中心的存在は貴族とある程度経済的に余裕のある市民であつたから、エポロイの民会での選出は重装兵になり得る市民の意向を反映することになる。しかしスパルタの場合エポロイの選出法の変更が立法者や調停者の出現によって行なわれたかどうかは明らかでない。むしろすぐ後にせまつた戦争に対応するためになされた貴族側乃至は長老会から出された案を民衆が受け入れたものといふべきであらう。

しかしながらエポロイの選出方法の変更があつたことは市民が貴族の政治的独占体制を打破すべき動きの一端と見ることが出来る。アテナイにおいては前六世紀初頭以降、役人を任命する時に各部族毎に予選された人々の中から抽

選で定めることになったとアリストテレスは伝えている (Ath. pol. VIII. 1) が、スパルタではすでに行政区画ともいべき五部族が設けられていたから予選をするとすればこれが規準となる筈である。エポロイの選出に果してそのような予選が行なわれたか否かは明らかでないが、もし採用されたとすれば市民の政治参加の口火が切られたものといつてもよいであろう。ただ選出法はどうあつても彼ら自身が現実に各部族の代表者と意識することによつて初めてエポロイの権限強化が開始され、市民代表の名において王と長老会を牽制する方向に次第に進む可能性が出てくる。

密集隊戦術の発展に伴なう市民の軍事参加の度合いが高くなるにしがつて、富裕市民は彼らに対する貴族層の政治的讓歩をより広く求めるようになる。すなわち民会の権限を実質的なものにするよう努力するのである。しかもこれにはエポロイの協力があつた筈である。しかしながら富裕市民とエポロイとの協力体制はやがて更により多くの市民をも戦士に加えなければならなくなつた時再編成をせまられる。多数の市民の軍事参加は当然多数の市民の政治参加要求の声を高めた。エポロイもしたがつて次第に富裕市民の利害の代弁者ではなく、多くの中産市民の代表者となり、この市民勢力をバックに彼らはやがて長老会での発言

権を強めたであろう。しかも長老会のメンバーであり主宰権をもつ二名の王は互に対立する場合が多く、更に戦時においてはその二名とも出征することになつていたので戦争の多い時期には長老会の主宰権は「レトラ」の管理者という任務を持つエポロイが代行する以外に方法はなかつた。

事情は民会においても同様であり、その主宰権はやはり平時には王であつたが、戦時にはエポロイ以外にはあり得なかつた。けれどもこれによつて長老会が無力化されたと見ることができない。任期終身のメンバーからなる長老会に對して任期一年のエポロイがどの程度影響力を及ぼすことができたかその点は疑問である。エポロイの中に政治的手腕の秀でた人物がある時にはある程度長老達を抑えることも可能かもしれないが、それが常態であつたとは断じ難い。

五

以上のように前七世紀後半におけるエポロイの民選は彼らの権力獲得の足がかりにはなり得たが、その時点で彼らの権限が大幅に拡大されたとはいえず、権限が実質的に拡大されたのは更にのちである。ところでそのエポロイの権限を拡大したものととしてその名が伝えられているものが三名ある。すなわちエラトス、アステロポス、キロンである。

まずエラトス (Eratost) の名はプルタルコス『リュクルゴス伝』(七章) に伝えられるが、他の著述家の記録には現れない。プルタルコスが記すところによると、エラトスがテオポンポス王によつてはじめてエポロスに任命され王権を若干制限したという。アリストテレス (Pol. V, 1373a) もテオポンポスはじめてエポロスという官職を設けて王権を制限させたといっているが、エラトスという名は掲げていない。この伝承はきわめて奇妙な内容を持っている。かりにエラトスと名のる人物が初代のエポロスであつたとしても、何故王自身が自分の権限を制約する官職を設ける必要があるのか理解に苦しむ。またこの時代に王権の如何なる部分かエポロイに移されたのかの説明もない。たしかにテオポンポスの時代には第一次メッセニア戦争があり王は内政の代行者を必要としたかも知れないが、その際「レトラ」の管理を任とするエポロイに代行させた可能性はある。しかしそれをもつて王権の制限ということはできないように思われる。いずれにしてもエラトスは実在の人物であるか否かも明らかでなく、エポロイの権限拡大には直接関係はなさそうである。

次のアステロポス (Asterochos) はプルタルコスの『クレオメネス伝』(二〇章) にクレオメネス三世自身の言葉と

して「エポロイの役職を拡大したのはこの官職が設置されてから何代か後のアステロポスであつた」とあるのみである。この人物について他に記述はないが、若干の研究者の注目をひいてはいた。それは 'Aortegatos' なる言葉が「星を見る人」と解釈し得るからであろう。"Sparta" の著者である Michell はその実在性については肯定も否定もできないといっている。

以上の二人に対してキロン (Chilon) はヘロドトス (H. 59) にその名が見えて、しかも前六〇〇年頃すでに成人していたことが知られ、プラトン (Protag. 313) はギリシアの七賢人の一人としており、ディオゲネス・ラエルティオス (D. 81.3) は前五七二年にはすでに老年に達していたこと、前五五六年にはエポロイの一人(恐らくエポロス・エポニュモス) だつたという。この前五五六年が事実ならかなりの老齢になつてからであるが、賢人の誉高いキロンがエポロスとなつてその権限を拡大したということは十分あり得るところである。ただ問題はこの時点でエポロイが如何なる権限を獲得したのかということである。

エポロイが王権を制限するとすれば王の権能の一部が失なわれる筈である。本来ギリシアの王が保有していた権能のうち最も重要なものはカレンダーの管理、軍隊の指揮、

宗教上の諸権能（特に国家守護神の祭祀）であり、それについて法の管理である。このうち軍隊の指揮権と宗教上の権能は前五世紀前半に至っても依然として二名の王の手中にあった。ヘロドトスの記事（VI. 56-57）によると、宗教上のものとしてゼウス・ラケダイモンとゼウス・ウラニオスを祭る神職としての役目があるが、一方は伝承上の国祖の祭であり、他方は天上神の祭であって国家にとっては重要な祭祀であった。次いで、軍隊に関するものとしては和戦決定権、また国家の軍隊の統帥者の役割を果し、出陣に際しては犠牲式を司った。また王は平時においては国費による犠牲式や食事の際に食物が他の人々の二倍に当たるものが供せられ、毎月一日と七日にはアポロンの神を祭り、市民の中から自由にプロクセノス（外人接待官）を任命し、二人の王が各々二名づつのピュティオイを任命することになつていた。王が単独で裁定できるのは結婚乃至相続に関する事柄、公共の道路に関する事柄である。

これらを総合して考えてみるとカレンダーの管理権はより早くエポロイに移った可能性がある。スパルタでは前八世紀以来戦争が多かったから、王が軍事にたずさわっている間は天体の観測などをともなうカレンダーの管理がレトラの管理者にゆだねられる場合が考えられるからである。

前五世紀の王の権能を見ると和戦決定権以外には政治的な権能はほとんどなく、長老会にしてもこの時期に召集権があったか否か明確ではない。とすればキロンの時期にエポロイが獲得した権能は国政に関するもの、ことに内政に関する政治的権能と裁判権であると考えねばならない。

次に史料に則してエポロイを見るとまずヘロドトス（II. 95）に若干の記述がある。彼はエポロイがリュクルゴスによって設置されたという説をとっているが、その際にこの国制がデルポイの神の託宣であるという伝承を紹介しながらも、スパルタ人自身はリュクルゴスがクレタ島からもたらしたといっていると述べている。しかしヘロドトスはその内容については触れず、法律をことごとく改変し、新法の違反を嚴重に取締つたというだけである。ただ兵制の改革を別にかかげて *enomotia*, *triakas*, *sysitia* などの制度を定めたとし、更にエポロイや長老会の創設もリュクルゴスに帰している。この *enomotia*, *triakas* などは軍隊の下部単位であるが、*sysitia* は共同食事と解される。しかしここでは一般的な風習としてのそれを指すのかあるいは同名の軍事的な単位が存在したのか明らかでない。

以上の記述の他にエポロイについての記述は二ヶ所ある。V. 39-40 の記事ではエポロイがアナクサンドリダス王に

世継ぎの生まれなことを理由に后と離婚して他の女性と結婚することを勧告し、王がそれに反対する意向を示すとエポロイは長老会と協議して王に二重の世帯を営むよう進言し、王がそれを受け入れた経緯を述べている。いま一ヶ所は VI. 61-66 でアリストン王の三人目の后が産出した時、王はエポロイと協議していたが、彼はエポロイの前で今度生まれた子は自分の子ではないといったことに触れている。いずれも世継ぎの誕生に関係した記事であるが、このような私事ともいべきことにもエポロイがかなり関与していることが見てとれる。以上の他にはヘロドトスにエポロイに関する記事はない。この二例は共に前五五〇年以後に即位した王であるからキロン以前である可能性は低い。したがってこのようなエポロイの態度はキロンによる権限拡大が副次的に生み出した状況ということができ得るであろうが、王の世継ぎ誕生は私事とはいえ後継者問題に関わるから国家にとって大きな問題だったといえる。しかしこの記事からエポロイの権限がどのように拡大されたのか、具体的に知ることはできない。ただエポロイが時に王と協議し、時に長老会と協議していたことはほぼ確実であり、そのことは同時に国政に関与していたことを思わしめるものがある。したがって彼らは王の顧問的な役を果すと共に長

老会にも出席する資格をもっていたと考えられる。

次にトゥキュディデスによると、この一年任期の官職者が冬の初めに就任すること (V. 36)、場合によっては民会で裁決を要求し得ること (I. 87)、戦時には將軍を任命して命令を下し (VIII. 11)、また將軍を召還し得ること (I. 131)、また王をも投獄し得ること (I. 131) などがあげられる。ここで注目すべきは王の軍事的指揮権が絶対的なものではなくっており、一般的にエポロイが王よりも上位にあるが如き印象を与える。特に重要なのは民会における裁決の要求である。民会での裁決は事実上国家の最終決定であるからその運営について発言し得るといふことは前五世紀後半にはすでに彼らが民会を主宰しそれを主導していたことをも思わしめる。

クセノポンは *Lakedaimonion Politeia* という小冊を書いており主に彼の時代 (前四世紀前半) のスパルタの諸制度を述べている。その中でエポロイに関する記述を拾ってみると、王が出征した際にその行動を監視するためにエポロイの内二名が従軍すること (XIII. 5)、王が法律に従う限り王権を維持すると王に宣誓をしてゐること (XV. 7) を述べており、それが何時からかは明らかでないが、王権の制限を旨とせずエポロイの態度が見られる。ここではも

や明確にエポロイが王に対して優位に立っていることを示している。

さらにアリストテレスは裁判がもつばら長老会とエポロイとで行われていることをやや批判的に記述している (Pol. II. 1270b; III. 1275b)。

以上の記術からエポロイが王権を次第に制限して行き、やがて王の地位をも左右するに至ることさえあるかと思えるほどである。

六

前説に述べたようにエポロイの権力増大とその上昇は疑えないところであるが、それは何にもとづくものであろうか。

その一つは裁判権の問題であろう。ヘロドトスによると長老会とエポロイとの会合が必要に応じて開かれていたことが知られるが、トゥキュディデスに見られる王の投獄、クセノポンに見られる王の軍事行動の監視、王との宣誓から見ても裁判権との関係が指摘できよう。アリストテレスは前記のところでエポロイは「最も重大な裁判を決定する力を持っている」といい、また「スパルタでは契約は種類が違つたと違つたエポロスが裁き、長老達は役人を裁き、ま

たおそらく違つた訴訟は違つた役人が裁いている」といつており、長老会とエポロイが裁判権を持っていたことは明らかである。

ここでもう一度ヘロドトスのいうスパルタ王の権能を見てみると、前五世紀前半の段階で王には法の管理権や一部を除いて裁判権がすでない。ということは前六世紀の間にそれが長老会とエポロイに分掌されるようになったことを示しており、これこそキロンの行なつたエポロイの権限拡大に他ならないと考えられる。その法の管理権は基本法たるレトラの管理者であるエポロイに移されたものと思われる。エポロイはすでに実質的には法の管理にたずさわっていたであろうが、それが法制化されたのはこのキロンの時と見て差し仕えなからう。ところで法の管理者はアテナイのテスモテタイと同じように法文を記録にとどめておく任務があるが、それは同時に最終決定権を持つ可能性があり、そこまで行かなくても彼らが裁判の際に何らかの発言権、決定権があつたと考えられる。またエポロイはその役職上、長老会に出席する権利を持っていた。彼らが王によつて選定されていた当時は長老会の出席権も重要な意味を持たなかつたが、民選となり市民の代表者となつてからのエポロイの長老会への出席は、民意をある程度反映させる

ことを可能ならしめた。また貴族政の国家では貴族の会議体が最高の裁判所を形成し、かつ国家の秩序を乱すものに対する処罰権をも有していた關係上、エポロイと協力し得る關係にある。おそらくエポロイの法の管理者としての任務から次第に裁判に関与するようになり、キロンの時に裁判への参加が法制化されたのであろう。エポロイの裁判権獲得こそ彼らの権力拡張の基盤であり、これを武器に長老と協力しつつ王権の制限を一層推し進め、政治的な権利すなわち行政官的な地位をも得るに至る。しかしキロンがエポロイの権限を拡大し得たのは彼が有能な人物であったためだけではない。その背景があったのである。

スパルタでは前六〇〇年頃メッセニアの反乱があり、それに続いてアルカディア諸都市の征服が行われた。これだけの戦争を遂行するにはそれに応じるだけの経済的基礎と人的資源が必要である。当時のスパルタは海外貿易にもとづく繁栄の絶頂期にあり、武器の入手が容易となったこともあって、市民の中に重装兵になり得るものが多くなっていた。しかしそれ以上の市民を戦士とするといった場合、彼らにはその生活を保障するだけの土地が与えられていないてはならない。これがスパルタの伝承にしばしば現れる土地の平等分配の物語の背景となる事情であろう。すなわ

ちメッセニア戦争の後に土地の分配し直しを求める声が高まったといわれている。その真偽は明らかでないが、ポリス成立当初のクレロスが経済発展を続けた時代に長期間そのまま維持されるとは考えられず、かなりの富の偏在があったものと見るべきである。したがって土地を失なった市民が増大した時期に土地再分配を求めるのは当然である。

またポリスは市民の平等なる土地所有が基盤であり、これにもとづいて市民数を確保するのが建前であるから土地再分配は国家の健全性を回復することにもなる。前六〇〇年頃に再分配までに至らなくても、土地所有量に若干の制限を加える程度の改革は行われたであろう。その目標を一言でいえば中産市民層の保護育成であった。しかも戦時における兵員を確実に補給するために次代のものを養育しておく必要から徹底した団体訓練を中核とする尚武の風を培う独特な教育法が行なわれるようになる。かくして市民の大多数が兵員になり得るといえるのではなく、常に戦士としての訓練を受けることになり、ここに他のポリスとは異なっていたスパルタ独自の市民が成立することになる。したがって前六〇〇年頃からしばらくの間はスパルタの一つの転換期といえる。

スパルタでは前六〇〇年頃にホモイオイ (Homonoioi) が成立するといわれる。ホモイオイとは「平等者」の意味であるが、それをもってスパルタ市民の生活そのものが平均化されたと見ることはできない。ホモイオイの本来の字義はどうあっても現実には貧富の差が完全に解消されたわけではなく、上に述べたような土地所有量の若干の手直し程度のものであったかもしれない。しかしこれによって中産市民層がある程度増強できたものと考えられる。それよりもむしろホモイオイという表現は市民間の市民の対立を緩和するものと見るべきである。つまりホモイオイはアテナイのソロン¹⁸の改革におけるゼウギタイ (Zeugitai) 程度以上の市民に平等者意識を植えつけることを目的としたのであって、市民の一般生活の平等化ではなく、政治的権利の平等が実現されたのである。また *synsitia* と呼ばれる共同食事の風習を制度化して存続させたのも平等意識の育成をめざしたものであることは間違いない。このホモイオイはその生活の基盤たる土地の農耕をヘイロタイに行わせることによつて常に戦士としての訓練をうけることが可能となったのであるから、このスパルタ独特の市民のあり方を維

持するにはヘイロタイの存在も必要であった。このようにして前六〇〇年以降スパルタ市民がホモイオイという形に再編成されたのである。これによつて民会への出席者数もほぼ一定となり、民会の定足数の規定もこれに伴つて設けられた可能性もある。このような形を整えた民会ならば、もはや長老会で先議された議案を形式的に通過せしめるだけのものではなくなっている筈であり、当然実質的な審議権を行使し得る状況になっていったに相違ない。しかもスパルタは前六世紀にはいつてからアルカディア南部の征服戦争を始め常に優勢に立つてきた。そのような軍事的成功に支えられて市民の勢力、いいかえれば民会の権限は拡大して行くのである。しかしながら軍事的な成功によつて力を得るのはホモイオイだけではない。軍隊の指揮権を握っている王にその戦勝の功績が帰される場合も少なくない。王の地位はいわば終身であるからその点ではエポロイより有利であり、特に軍事的な才能にめぐまれた王が現れ、それが軍事的な成功をおさめた場合にはその発言が民会においてもかなりの影響力を持つ。したがつてエポロイも民会だけではなく長老達とも協力して王権の強大化を防止しておく必要があつたのである。スパルタでは僭主の出現を嫌い、常に僭主の現れた国を敵視する傾向があつたが、一人

の王が軍事的成功を背景に独裁的な権力を握る可能性はあった。永らく二王制が維持され単独支配者の権力把握をある程度防止する役目を果してはいたが、王が法を越えた行動をとらないという保障はないのである。クセノボンがエポロイと王との毎月の誓約に際して、王が法律に従うかぎり王権を支持するといったのは王が法を犯すことも全くあり得ないことではないことを意味しているともいえる。またこのことは半面法の管理権を持ったエポロイが王よりも優位に立つに至ったことを示している。

キロンによってエポロイの権限が強化されたのは以上のような民会の強化とエポロイの長老達との同調とを背景にして一挙^①に王の無力化をはかったものといえる。その中でもキロンはホモイオイの政治的発言力の強化をめざし民会の力を増強したが、その過程でエポロイも各区の代表者の意識はなくなり文字通り市民の代表者として行動をとるようになったのである。したがって一言でいえばキロンによるエポロイの権力増大はホモイオイの勢力によって推し進められたのである。

スパルタのエポロイの政治権力獲得に至るまでの過程を概観したが、キロン以前にも立法者または改革者が存在したと見る方が妥当なように思われる。その際に思い出され

るのが古来スパルタの立法者として伝説的人物ながらリュクルゴスである。彼が伝説上の人物かあるいは実在の人物かはにわかに断定できないが、^②彼の名を冠する改革はキロンに先立つこと五〇年頃、すなわちホモイオイ創設の頃に行われたものであるという見通しをもっている。今後その点を含めてスパルタの古史を再吟味して行きたい。

註

- ① ポリスにおいては貴族(有力者)の集会があつてそれが事實上国家の方針を決定していた。これが評議会(Diète)、長老会(Gerusia)と呼ばれるものである。これに対して市民権のある市民がすべて出席権をもつ民会があつて、評議会で先議された法案が提案された。規定では法案は民会を通過しなければ法的効力を持ち得ないことになっているので、民会は国家最高の決議機関であつたが、ポリス成立の当初から貴族政時代を通じて、民会ではほとんど審議せず評議会から送られてくる法案を通過させていた。民会で実質的な審議が行われて法案の修正などを行うようになるのはかなり後のことである。

なお民会は一般にekklesiaと呼ばれたがスパルタでは特にapellaと称された。

- ② *Heita*とは普通名詞としては「掟」「法律」を意味するが、スパルタにおけるレトラは「基本法」ともいべきもの。へ

- ロドトス (I. 65) はデルポイのアポロン神託にもとづくという説とクレタ島からもたらされたという説を併記している。
- ③ Michell, H., Sparta, 1952, 119ff.
- ④ への部族は血縁的なものよりも行政区的なものになつてゐたと思われる。
- ⑤ この説を主張乃至支持するのはドイツ系の研究者に多く見られる。主要なものとして Busolt, H., Griechische Geschichte von den Anfangen bis in die römische Kaiserzeit, 1950, 114. 444ff. Ehrenberg, V., Staat der Griechen I, 1957, 50. があつたが、H. Berve, U. Wilcken への説の支持者である。
- ⑥ クロネアス (VI. 66) の記事にもあつてゐる。
- ⑦ Kahstedt, U., Griechisches Staatsrecht I, 1922, 237. への説をとりつゝゐる。その他オランダの den Boer, W., Laconian Studies, 1954, 206ff. への説に近づく。
- ⑧ 二十世紀初期の研究者の多くがこの説をとつてゐる。代表的なものとして Busolt, G., Swoboda, H., Griechische Staatskunde, 1926, 683. である。ほかにも Neumann, K. J., Bury, J. B. への説に傾いてゐる。
- ⑨ への当時のアルゴス王が有名な Pheidon であると考へられる。彼が開発したと推定される新戦術が後にギリシア全体で採用されるようになる重装兵密集隊 (hopliten phalanx) 戦術であり、これがヒュシアイの戦での勝利を導いたのである。
- ⑩ 古代においては一般的に武器、武具は自弁であり、しかもそれが高価であつたので、一般市民でこれを用意できるものは極めて少数であつた。
- ⑪ Huxley, G. L., Early Sparta, 1962, 62ff. にある如く、紀元前七世紀から六世紀中葉までスパルタはギリシア随一の貿易国でことに小アジア北西部のリュディア王国との交渉が盛んであつた。前七世紀後半の詩人 Alkman の作品によつてスパルタが国際色豊かな都市であつたことが確認できる。
- ⑫ Huxley, op. cit., 65.
- ⑬ Michell, op. cit., 124.
- ⑭ ビュテイオイ (pythioi) はビュテイオスの複数形。ビュテイオスはスパルタでデルポイの (アポロン神の) 神託を求めに行く役職で四人で構成されている。ヘロドトス (VI. 57) は彼らは国費で食事をする特権があつたと述べてゐる。
- ⑮ enomotia はスパルタの軍事組織の最下部単位であるが、その人数については二五人説と三二人説とがある。他方 triakas は文字通り三〇人からなる一単位であると思われるが、enomotia と如何なる関係にあるかは明らかでない。
- ⑯ ことにエポロイに絶大な権力が与えられている点に批判的である。
- ⑰ エポロイが長老達と協議を行ったという例は先に言及したヘロドトスの記事 (V. 40) にも見られる。
- ⑱ 原随園「スパルタの古制について」(『京都大学文学部五十年周年記念論集』所収 五四五頁—五八五頁) 一九五六年、五

四九頁及び五七五頁。

①⑨ エポロイの任期が一年間ということも考慮に入れなければならない。

②⑩ リュクルゴスが実在か非実在かというのはスパルタ史の難問の一つであり、両説合い半ばしている。今日では実在を認める研究者がやや多いが、リュクルゴスがプルタルコス『リュクルゴス伝』にあるような大改革を実現したと考えるものは皆無と云うてゐる。この問題について Michell op. cit., 19-25. 及び Toynebe, A., Some Problems of Greek History, 1969, 274-284. がやや詳細に論じているが、いずれも最終的な結論は出してない。

(本学教授 西洋古代史)